第三者評価結果

事業所名:新桜ケ丘保育園

共通評価基準(45項目)

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

<コメント>

「法人理念」に基づき、「幸せに生きていく力を育む」という「保育目標」をパンフレット、園のしおりに記載し、保育の内容や特性を踏まえ目指す方向、考え方を示しています。法人理念と園目標については、年度始めに職員に向けて園内研修を実施するほか、記載した職員ハンドブックを配付し、理念や基本的な姿勢を示しています。職員全体が事業計画と法人理念を理解していますが、保育目標との整合性を意識した視点を共有することを課題ととらえています。保護者に向けて、「園のしおり」に、保育目標、保育方針と保育姿勢を明記し、新入園時に全体に説明するほか、全クラスの保護者会、月々のお便りで園の保育の方向性を示しています。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

<コメント>

園長は、保育業界全体の動向を、行政からの連絡や園長会、法人内の園長会等で情報を得ています。また区が開催する幼保 小連絡会や地区センターでの子育て支援連絡会などで、利用者の増減など、地域子育ての情報などを入手しています。経営状 況を把握するために、保育園のコスト分析や利用者の推移について、次年度予算作成時に法人の会計会社の分析に基づき地域 特性を考慮して考察しています。

保育所利用者の推移、利用率等の把握については、コロナ禍での在宅で過ごす潜在的利用者の子育て支援なども課題として とらえていますが、地域福祉計画の策定動向など集めた情報の内容について分析し、職員と共有するまでには至っていませ ん。

	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 【3】 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b

ベコメント>

経営課題を明確にするために、課題点等を法人内の園長会議や役員のSNSを活用して情報を共有し、具体的な経営課題や問題点を明確にしています。職員に向けて、予算作成後、教材や備品の調達可能状況など、共有していますが、建物の建て替え費用のための積立や借り入れなど、経営状況についての具体的な取り組みの推進には至っていません。経営課題として、常勤職員の割合が少ないことを認識していますが、募集をかけても人が補充できない状況となっています。その中で、年間の休日数を増やすなどしてシフト変更などの工夫を行い有給休暇消化を推進する工夫をしていますが、職場環境のさらなる改善を課題ととらえています。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
I-3-(1)-①	b

<コメント>

中・長期的なビジョンを明確にするために、今年度、5年間の中長期計画を作成し、ハンドブックにも記載し、職員が共有しています。

	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

中・長期計画を踏まえた単年度の計画を作成しています。中長期計画については、研修等で経営についても触れ、行事等の 方向性を職員が共有し、状況に応じて行事の台本やプログラムなどに落とし込んでいます。単年度の計画の作成については、 収支予算の数値目標を示し、修繕計画や研修参加計画に基づき計画を立て、実施成果を事業報告で確認しています。また、事 業計画は、定期的に理事会で評価を行う仕組みがあります。ただし、業務日誌やミーティングノートに事業計画の目標や成果 について記載し、結果を把握していますが、実施状況の評価を行える仕組みには至っていません。

2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	а

<コメント>

事業計画の策定は、実施状況を把握し、保育にかかる事業内容については、担当者達で計画をし、職員会議やケース会議で検討し、変更や修正は議事録に残し、職員が内容を共有しています。計画の実施や変更は、スケジュール管理を含め担当者を中心に行い、進行状況は園長と連携して、改善点などを把握し、組織的に行っています。特に、事業計画の作成過程では、保育にかかる内容を担当者が中心に計画を立て、職員会議の場で変更や修正を行いながら実施しており、職員が実施状況を把握しています。さらに事業計画は、職員会議、毎日のミーティング、SNSも活用して、職員全体に周知し、共有しています。

	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b

<コメント>

事業計画は、保護者等に周知し、理解を促すために、園玄関に閲覧用事業計画書を置いています。また、事業計画の主な内容は、入園説明会や重要事項説明書・園のしおりにて周知しており、毎月の「えんだより」や写真の掲示など、保護者等がより理解しやすいような工夫をしていますが、入園説明会等では、行事の説明が中心になり、事業計画の理解度の確認には至っていません。しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う園の対応についての情報は、保護者向けアプリやSNSなどを活用して周知を図っています。また、コロナ禍後、送迎の際、保護者が園舎に入らず園庭側での短時間で伝達にならざるを得ませんでしたが、壁新聞や写真の掲示などで工夫し情報提供や保護者との交流に努めています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
[8]	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

<コメント>

保育の質の向上に向け、定期的に職員会議、ケース会議等を実施し、振り返りや事例検討の場とし、手順書等の見直しなどを行っています。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、1ヵ月の各クラスの振り返りや子どもの様子を文書化して会議の時間短縮に努めています。結果として、非常勤職員やほかのクラスの担任の考えや想いが共有できるようになりました。しかし、保育内容の課題や見直し、評価の結果分析や検討などを組織的な仕組みには至っておらず、自己評価をもとに、定期的に園長や主任との面談などの機会を設定することが期待されます。

		第三者評価結果
[9]	I-4- (1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b

<コメント>

保育所として取り組むべき課題を明確にするために、個人の自己評価を毎年行っており、個々の評価・課題は、スピード感をもって、対応しています。また、第三者評価や指導監査における評価に対しては、事後に評価を振り返り、迅速に具体的な改善に努め、対応後の変化に応じて、必要な対策対応を実施しています。ただし、職員の参画のもとで、基本的な対策・対応を全体で共有し、評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にするまでには至っていません。全体の集計や傾向の分析、考察を行い、職員間での共有のための話し合いを通して、職員の意識付けや保育所として取り組むべき課題として、計画的な改善策につなげることが期待されます。

Ⅱ 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1)	管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
[10]	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	а

ベコメント>

園長は職員会議や園内研修で、自らの役割と責任を職員に表明しています。毎月の園だよりに、園の方針や目指す保育をわかりやすく記載し、職員および保護者に明示しています。職務分掌に、園長および各職員の役割と責任を明記し、職員ハンドブックに綴じこんで全職員に配付し、年度始めに周知しています。職務分掌および安全管理等のマニュアルには、有事における園長の役割と責任および不在時には主任に権限委任することが明記されています。

		第三者評価結果
[11]	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b

〈コメント〉

園長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、行政関係者等との適正な関係を保持しています。園長は横浜市や保土ケ谷区の園長会や研修、法人研修に参加するとともに、行政からの通達や社会保険労務士や税理士などから法令等に関する新しい知識や情報を得ています。

職員に対しては、遵守すべき事項を職員ハンドブックに綴じこみ読み合わせを行うとともに、新しい情報を得たときには、 ミーティングや業務日誌で周知しています。なお、環境への配慮については、廃材を製作に用いるなどしていますが、環境へ の配慮等も含む幅広い分野について法令遵守という視点で具体的に取り組むまでには至っていません。

((2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
	【12】 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b

くコメント>

園長は保育の様子を見て回るとともに、日誌や指導計画をチェックし、保育の現状を把握しています。主任、副主任は保育の現場に入り、子どもの様子や保護者の声、職員の動き等を把握し、園長と連携して改善に向けて取り組んでいます。また、幼児・乳児会議に参加して職員の相談にのり、必要に応じて指導やアドバイスをしています。安全面などの課題については、園長がミーティング等で職員に周知し、迅速に改善に向けて取り組んでいます。職員に外部研修の案内をして参加を呼びかけていますが、個々の経験や課題に応じた研修の充実を課題ととらえています。

	第三者評価結果
【13】 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b

<コメント>

園長は人事や労務、財務の実情を把握・分析し、年間休日数を大幅に改善するなど、法人と連携し経営改善や業務の実効性の向上に向けて取り組んでいます。職員会議を夕方ではなく昼に行ったり、仕事の見直しをするなど働きやすい環境づくりに取り組んでいますが、残業等の削減に向けたノンコンタクトタイムの確保などは今後の課題になっています。職務分掌表で係を職員に割り当て、職員が業務・管理に参画する仕組みを作っています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

<コメント>

中長期計画に職員体制や職員の育成についての方針を明記し、必要な人材の確保に努めています。職員育成はOJTを中心に行っていますが、個々の経験や役割に応じた体系的な人材育成計画を作成するまでには至っていません。職員の採用は各園が行っていて、ホームページの求人案内に先輩職員による紹介動画を掲載したり、横浜市社会福祉協議会に採用案内を掲載するなどの採用活動を実施していますが、現在は正規職員の確保が課題となっています。

		第三者評価結果
【15	】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

子どもと応答的に対応し、目指す保育を実現するためには、人間性が大切であるとし、人間性の向上に向けて取り組むことが質の向上につながると、事業計画書や「就業における基本的事項」に明記し、職員に周知しています。就業規則に採用や配置などの人事基準を記載していますが、異動や昇進・昇格、評価基準等についての規定は策定されてなく、今後作成していく予定です。補助金を利用しての処遇改善には取り組んでいますが、人事評価を給与等に反映することはしていません。また、職員が将来の姿を見通せるようなキャリアパスの構築も今後の課題となっています。

((2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
	【16】	b

<コメント>

園長は、時間外労働や有給休暇の取得などの職員の就労状況を把握しています。職員の心身や家庭の状況などを把握し、休みの希望を聞いて、シフトの調整をし、職員がワーク・ライフ・バランスに沿った働き方ができるように配慮していますが、残業の削減などさらなる取り組みが必要ととらえています。主任、副主任は保育に入る中で、職員の様子を観察し、園長と連携して相談にのるなどしています。法人は、職員が相談しやすいように横浜市以外の系列園の園長をハラスメント相談窓口として設置して紹介しています。福利厚生として退職金やインフルエンザ予防注射のほか、学習用図書の購入補助や職員交流の場として法人主催のリフレッシュコンサートを行うなどしています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 Ⅲ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	С

<コメント>

職員は毎年、自己評価表を用いて保育の自己評価をして課題を記載し、園長面接を受けています。ただし、それをもとに、年度の目標設定をして進捗状況の確認や達成度の評価をするまでには至っていません。今後の取り組みが期待されます。

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(3)-② 【18】 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

<コメント>

園が求める人間性を重視した人物像を明示し、園内研修で職員に周知しています。事業計画や基本方針に園が求める人物像を明示し、研修計画を策定しています。ただし、職員個人の研修や学習については個人の意思を重視していて、経験や職務ごとに求める職員像や能力、知識、研修などを明確にし、個別の研修計画を策定するまでには至っていません。外部研修に参加した職員は研修報告書を作成して職員会議等で報告しています。

	第三者評価結果
【19】 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b

<コメント>

職員の技術水準や専門資格の取得状況を把握し、階層別研修や職務に応じた研修に参加できるようにしています。市や区等からの外部研修の案内を紹介し、希望する職員が参加できるように日程調整するなどの配慮をしています。園内研修として、法人理念・園保育目標、職員ハンドブックの読み合わせのほか、乳児会議・幼児会議では具体的な事例をあげてのケース検討を実施しています。園内研修には、非常勤職員も参加しています。園は、職員が課題意識をもって学習に取り組めるよう、経験や能力、職務に応じた個別研修計画を策定していきたいと考えています。

(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
[20]	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b

<コメント>

実習生受け入れの意義や基本姿勢、受け入れ手順、配慮事項等を記載した実習生受け入れ要綱を整備し、毎年実習生を受け入れています。実習の目的や学校からの要望、実習生の希望などを考慮して、プログラムを策定しています。実習の目的を考慮しながら、園全体を見て幅広い経験ができるよう、様々なクラスを経験できるように工夫しています。実習生受け入れの責任者は園長、主任で指導はクラス担任が行っていますが、指導者に対する研修を実施することはしていません。実習期間中に様子を見に来るなど、学校側とは継続的に連携しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 Ⅲ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<コメント>

園および法人のホームページに理念や方針、保育内容などを掲載しています。事業計画書、事業報告書、決算報告書、園の自己評価を玄関に置いています。また、法人の現況報告書をワムネット(独立行政法人福祉医療機構)のホームページに掲載しています。定期的に第三者評価を受審し、結果を公表しています。苦情・相談体制を玄関に掲示するとともに、内容や対応の状況を紙面とSNSで公表しています。地域に向けて、園だより等を配付するなどの取り組みは行っていません。

		第三者評価結果
[22]	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	а

〈コメント〉

経理規定を整備し、事務室に置きいつでも確認できるようにしています。職務分掌は全職員に配付しています。毎年、法人の内部監査を行うとともに、税理士、社会保険労務士、経営コンサルタントなどの外部の専門家のアドバイスやサポートを受け、経営改善に取り組んでいます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 Ⅱ-4-(1)-① 【23】 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

<コメント>

基本方針に「地域社会ニーズに応える保育システムの充実と子育て支援」を掲げています。玄関にこども家庭相談、保土ケ谷区子育て応援ガイド「ほどぴよマップ」などを置き、保護者に情報提供しています。また、個々の子どもや保護者のニーズに応じて、横浜市西部地域療育センターなどの地域の関係機関を紹介しています。コロナ禍以前には、地域療育センター通園児や高齢者施設、子育て世帯との公園交流、地域の老人との昔遊びの会など、活発に地域と交流していましたが、現在は散歩や買い物での交流にとどまっています。園は、今後、やり方を工夫しながら地域との交流行事を再開していきたいと考えています。

	第三者評価結果
【24】	b

<コメント>

ボランティアおよび職業体験のオリエンテーション資料に受け入れの基本姿勢を明文化しています。ただし、受け入れの手順等を記載したマニュアルは策定していません。受け入れにあたっては、オリエンテーションを実施し、園の理念や方針、子どもとの関わり方等を説明しています。コロナ禍以前は中学生の職業体験やボランティアを受け入れていましたが、園児の日常生活を優先し、昨年度は夏休みの兄弟児ボランティアの受け入れにとどまっています。

(2)	関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
[25]	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	а

<コメント>

区役所、療育センター、児童相談所、医療機関、保育園、小学校等のリストがあり、事務室に設置しています。保土ケ谷区の園長会や子育て支援連絡会、幼保小連携事業などに参加し、情報交換しています。また、未就園児と保護者を対象とした子育て広場に参加するなどし、協働して地域の課題解決に向けて取り組んでいます。虐待等家庭での権利侵害が疑われる子どもに対しては、区の保健師や児童相談所、要保護児童対策協議会等と連携しています。

((3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
	[26]	Ⅱ-4- (3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

園長は、区の園長会や地域子育て支援連絡会、幼保小連携事業等の各種会議に参加し、地域の子どもの状況や子育て課題、福祉ニーズ等を把握しています。区の保健師とは定期的に連絡を取り、地域の情報を得ています。育児相談等は実施していませんが、園見学の利用希望者等の相談にのる中で、地域の子育て支援ニーズを把握しています。

		第三者評価結果
[27]	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b

<コメント>

事業計画書に地域ニーズに基づいた子育て支援の取り組みを明記し、一時保育と園庭開放を実施しています。地域の子育て連絡会に出席し、子育て広場に保育士を派遣するなどしています。災害時に備え、発電機やAEDを準備しています。今後は地域にその旨を発信していくことが期待されます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
	【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	а

<コメント>

保育理念に子どもの最善の利益を尊重した保育を掲げ、園目標、職員ハンドブックに記載し、全職員で読み合わせをしています。職員間で話し合って作成した「虐待(不適切な保育)に関する自己統制方針」には、具体的な保育の事例をあげて「不適切な保育」「不適切に見える保育」が明記されています。

適切な保育」「不適切に見える保育」が明記されています。 保育士は、子どもが主体的に活動できるよう、見守りの姿勢を大切にし、子どもを注意する時にも、自分で気づけるような 声掛けをするよう心がけています。障がいや外国籍等の子どもに対しても、課題に応じて柔軟に対応することで、子どもがと もに生活できるように支援しています。そのような保育士の姿を見て、子どもたちも互いの違いを素直に認め合い、さりげな く手助けをしています。

	第三者評価結果
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b

<コメント>

「子どもの生活マニュアル」に排泄や着脱など保育の場面における子どものプライバシーへの配慮が記載されています。プールや水遊び時には、園庭の柵に目隠しをし、シャワーは外から見えない壁の陰で行い、移動時にはタオルを巻く、着替えは外から見えないような場所で行うなどの配慮をしています。保育室には、棚や仕切りで区切ったコーナーが設けられ、子どもが一人になりたい時には段ボールで仕切るなど工夫しています。保護者に対しては、入園時に子どもの写真や映像などについての配慮について説明しています。園では、5歳児に対して性教育としてプライベートゾーンについての話をするなどの年齢に応じた取り組みを検討しています。

((2)	福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	第三者評価結果
	[30]	Ⅲ- 1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	а

<コメント>

ホームページ、パンフレットで利用希望者等に園の理念や方針、保育内容等の情報を提供しています。ホームページには写真を多く用い、よくある質問を掲載するなど工夫しています。また、保土ケ谷区役所にパンフレットを置いたり、区のホームページに園情報を提供するなどしています。利用希望者等からの問い合わせにはいつでも対応し、日程を調整して見学に応じています。見学には、園長が対応し、園内を案内しながらパンフレットを用いて園の理念や方針、保育の特徴について丁寧に説明しています。パンフレットは定期的に見直しをしています。

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	а

ベコメント>

入園時には、園のしおりと重要事項説明書を用いて保護者に個別に説明し、同意を得ています。説明後には個別面談をして、子どもや保護者の状況を聞き取り、意向を確認しています。保護者が理解しやすいよう、持ち物の実物を見せるなど工夫しています。配慮が必要な保護者に対しては園長と担任保育士で、丁寧に対応しています。入園直後には子どもの状況や保護者の仕事の状況に合わせて慣らし保育を実施していますが、すぐに職場復帰する場合には入園前に園庭開放の利用を勧めるなど配慮しています。年度途中の変更は、園内掲示やお便りやメール、SNSなどを利用して保護者に周知しています。

		第三者評価結果
[32]	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b

<コメント>

途中転園の保護者に対しては、引き継ぎ書等は作成していませんが、困った時にはいつでも相談にのる旨の声掛けをしています。また、必要に応じて、希望があれば転園先の区に連絡を入れたり、園からの問い合わせに答えることはできると伝えています。卒園時にはいつでも相談に応じることを伝え、運動会に招待しています。コロナ禍で運動会への招待はできませんでしたが、親子ウォークラリーに新1年生も参加可能とし、交流しました。

(3) 利用者満足の向上に努めている。		第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行ってい	ర ం	а

<コメント>

保育士は、子どもの言葉や表情、反応、動きなどから子どもの満足度を把握しています。保護者に対しては、日々の会話や 懇談会、面談などで意見や要望を聞いています。また、コロナ禍で行事の実施など、折に触れて保護者の意向を確認するアン ケートを取っています。把握した結果はミーティング等で検討して対応し、職員間で共有しています。コロナ禍を機に、保護 者会でアンケートを取って意向を確認し、保護者会をなくしました。保護者に行事のお手伝いをお願いする形に変更したなど 工夫しています。

((4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
	【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	а

<コメント>

苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任で、第三者委員2名を設置しています。苦情解決体制を園のしおりに掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に保護者へ説明しています。大きな変更がある時には事前にアンケートをとり、保護者の意向を確認しています。苦情内容と対応策は記録し、保護者にフィードバックしています。全体的な内容については、お便りやメール、SNSなどを用いて公表しています。保護者からの要望や相談、不安などを丁寧に拾って迅速に対応・公表していくことで、保護者との信頼関係を築いていて、近年保護者からの苦情は入っていません。

		第三者評価結果
[35]	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b

<コメント>

送迎時の会話や連絡帳、懇談会、個人面談、アンケート、意見箱など、保護者が意見を述べる方法を複数用意しています。 第三者委員2名の氏名と連絡先を園のしおりと掲示に明記し、保護者が直接意見を申し立てられるようにしています。相談内容 によっては、保護者が意見を述べやすいように事務室を用意しています。なお、外部の相談窓口を紹介していないので、今後 は権利擁護の視点からも、横浜市福祉調整委員会やかながわ福祉サービス運営適正化委員会、保土ケ谷区こども家庭支援課な どの相談窓口を紹介していくことが期待されます。

		第三者評価結果
[36]	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b

職員は、日々の送迎時には保護者とコミュニケーションを取り、意見や要望を聞き取り、相談に応じています。毎日の連絡帳や個人面談、アンケートなどでも意見を聞いています。保護者から相談を受けた職員は園長に報告し、対応について検討しています。対応策は速やかに保護者にフィードバックし、検討に時間がかかる場合にはその理由を必ず説明しています。ただし、苦情解決規則はありますが、相談や意見への対応マニュアルを作成するまでには至っていません。また、相談内容と対応策についても記録していくことが期待されます。

((5)	安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
	[37]	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	а

ベコメント>

リスクマネジメントの責任者は園長で、発生時の対応と安全確保の手順について定めた事故対策マニュアルを整備しています。プール前や他施設での事故など、必要に応じて職員会議でマニュアルの読み合わせをし、安全策について話し合っています。事故とけが、ヒヤリハットはそれぞれ様式を作って適切に記録し、毎日のミーティングで共有し、対策を検討しています。また、年1回の法人の危機管理研修で各園のヒヤリハット事例を報告し、共有・改善につなげています。

		第三者評価結果
[38]	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	а

<コメント>

感染症対策の責任者は園長で、感染症の予防と発生時の対応についてのマニュアルを整備しています。マニュアルはガイドラインの変更時や行政からの通達、感染症の流行時期など必要に応じて職員会議で読み合わせをし、見直しています。また、ノロウィルスの流行時にミーティングで嘔吐処理の確認をするなどしています。新型コロナウイルス感染症対策として検温や消毒、換気、飛沫防止などの対策を徹底するなど、感染症の予防策を適切に行っています。保護者には、保健だよりやSNSで感染症の発症状況や情報、園の方針などを迅速に発信しています。

	第三者評価結果
[39] Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b

<コメント>

消防計画や災害時のマニュアル、「震災時の編成および職務分担」に災害時の体制が明記されています。ただし、保育を継続するための計画(BCP)については記載されていないので、今後策定していくことが期待されます。災害時の連絡体制として、保護者向けアプリ、非常用災害ダイヤル、掲示などを用意しています。毎月子どもと一緒に避難訓練を行っていて、年1回消防署立ち合いで煙体験もしています。また、AEDを用いての救命救急訓練も行っています。非常食を備蓄し、栄養士が備蓄リストで管理しています。消防署や警察とは連携していますが、自治会との連携は今後の課題となっています。

2 福祉サービスの質の確保

(1)	提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
[40]	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	а

<コメント>

子どもの生活や健康管理、安全管理などの各種マニュアルや手順書を整備し、事務室に置き、いつでも確認できるようにしています。就業および保育における基本的な事項、遅番・早番の仕事などを職員ハンドブックにまとめています。マニュアルや手順書には、子どもの尊重やプライバシーの保護など権利擁護に関わる姿勢が明記されています。職員ハンドブックは非常勤職員を含む全職員に配付し、年度始めに読み合わせをし、確認しています。保育は子どもの状況に合わせて柔軟に実施されていて、保育実践は画一的なものとはなっていません。

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1)-② 【41】 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b

職員ハンドブックは毎年、読み合わせをし、見直しています。各種マニュアルは、ガイドラインの変更時や行政からの情報、ヒヤリハット事例、プール前などの時期など、必要に応じて見直しをし、職員間で共有しています。ただし、マニュアルによっては見直しがないものもあります。マニュアルの見直しは主に園長が行っていますが、見直しにあたっては職員の気づきやアンケート等で把握した保護者の意見も反映しています。今後は、マニュアル類に改定日を記入したり、担当を決めるなどし、職員も参画して定期的に見直していく仕組みを作っていくことが期待されます。

((2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
	【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	а

〈コメント〉

全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画案、週案を作成しています。乳児および特別な課題がある子どもには個別指導計画を作成しています。児童票や経過記録等の記録類、年2回の発達検査表の結果、保護者の意向などを基に、幼児・乳児会議で意見交換して指導計画を作成しています。職員会議や幼児・乳児会議には栄養士も参加し、意見交換しています。必要に応じて横浜市西部地域療育センター等の関係機関の意見やアドバイスを受けています。トイレットトレーニングや離乳食など個別の課題については、保護者の意向を確認し、連携して取り組んでいます。

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(2)-② 【43】 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b

<コメント>

毎月の乳児・幼児会議で話し合い、指導計画の評価、見直しをしています。月間指導計画書には途中見直しの項目があり、2週間区切りで計画の見直し・修正をすることで、計画の時期に縛られずに子どもの姿に合わせた保育が実践できるようになっています。また、子どもの姿に変化が見られたときには、職員間で話し合って柔軟に変更し、ミーティング等で共有しています。職員会議でのクラス報告で方向性を共有しているものの、指導計画そのものを共有するまでには至ってなく、園では、方向性の共有に向けたさらなる取り組みが必要ととらえています。

(3)	福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
[44]	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b

<コメント>

家庭の状況や入園までの子どもの成育歴は児童票に記載されています。入園後の子どもの成長・発達の状況は経過記録や児童健康台帳、保育日誌に記録しています。記録類は事務室の施錠できる棚に置かれていて、必要時には確認することができます。記載方法について園長、主任が必要に応じてアドバイスをしていますが、記載にばらつきがあり、今後の課題となっています。毎日のミーテイング、毎月の乳児・幼児会議、職員会議で情報共有を図っています。パソコン上のデータは共有サーバーに保存されていて、職員間で共有しています。

	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b

ベコメント>

個人情報に関わる記録の保管、保存、廃棄、利用目的、開示などを定めた個人情報保護マニュアルを整備しています。ただし、不適正な利用や漏洩に関する対策・対応についての記載はなく、今後作成していくことが期待されます。個人情報保護の責任者は園長で、個人情報に関わる書類は施錠できる棚に保存し、パソコンのデータは共有サーバーに保存し、アクセス制限をかけています。職員に対しては、入社時に説明し誓約書を取るとともに、職員ハンドブックに掲載し、毎年読み合わせをしています。保護者には、重要事項説明書に記載して入園説明会で説明し、同意書を得ています。

<別紙2-2 (内容評価 保育所版)>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

<コメント>

全体的な計画は、昨年園長が作成し、今年度より職員と共有し活用しています。これは、3年前に園長が就任して以来、従来の保育計画と現場の保育を照らし合わせて考察し、法人の理念の実践に向け、現在の現場を尊重しながら、目指す保育を職員と共に考えていく方針で作成したものです。法人保育理念である「いきいきっ子を育てる」…「知的好奇心に満ちた瞳で自発的に環境へ働きかける『いきいきっ子』」の実現を目指しています。今年度末に一年間の保育を職員と共に振り返り、全体的な計画を見直し、修正更新していく予定です。

A-1- (2)	環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
[A2] A	-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

<コメント>

園舎は現在築45年で、園舎設備共に老朽化しています。また保育室は0歳児から5歳児のために3室のみです。そのように老朽化し、かつ狭いスペースの中で、目指す保育の実現に向けて全職員が創意工夫を重ねています。保育室は温度・湿度チェック表、清掃チェック表で確認しながら管理し、換気にも留意し、明るく心地よい環境を整備しています。しかし園庭から裸足で保育室に入ってくる自由があるため、清掃などに工夫が必要だと考えています。家具や遊具は木製のものを多く取り入れています。子どもたちがくつろいだり落ち着ける場所としては、子どもたち自身が工夫して確保しています。押し入れ下の空間に自分たちで作った段ボールの仕切りで自分だけのコーナーを作ったり、自分たちで作った段ボールの家に入ったり寝転がったりしています。

(重としては落ち着ける場所を意図して、現在広い保育室に数多くのコーナーを設け、廊下に絵本コーナーや木製のベンチを設定していますが、さらに充実させたいと考えています。乳児トイレを明るい空間にするために壁紙を貼りました。幼児トイレも今後壁紙を貼る予定でいます。

	第三者評価結果
【A3】 A-1-(2)-②	а

<コメント>

全体的な計画に基づき、各年齢の指導計画は子どもの気持ちを受け止めることや応答的な関わりを、重要なポイントとして配慮しています。また子ども同士でも年齢が高くなると共に、相手の気持ちを受け止める、違いを理解し受け止めるように、ということを大切にしています。実際の保育の場面でも、保育士は子どもたちの様々な場面での気持ちを受け止めて対応していること、また子どもたち同士でも年齢を超えて相手を受け入れて一緒に遊んでいる姿が観察されました。子どもたちが環境に主体的に関わることを園として大切にしているので、遊びや食事など生活の様々な場面で、子どもたちが自分のやりたいことをやりたい時にやりたいだけ出来る、ということを保証するように取り組んでいます。

	第三者評価結果
【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b

<コメント>

基本的な生活習慣を身につけることについては、0歳児の時から発達に応じ個人差に応じて援助しています。着替えの場合も、その子どもの荷物の置いてあるコーナーで、自分の着替えを出してくること、脱いだものをしまうこと、また衣類の着脱も、その子どもにできない部分は手伝い、やればできそうな部分については保育士はじっと気長に見守り、手を出しません。子どもたちは自分でも工夫しながら、ある場合は少しの言葉の援助で自分でやる、できた、という満足感を味わいながら生活習慣を身につけていきます。また、一日の流れを毎日同じようにしているため、子どもたちは次の活動は何であるかを自然に理解していきます。活動と休息のバランスについては、一人ひとりの子どもの24時間の生活の中での休息のあり方の把握について、さらなる理解と適した環境の整備を課題としています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	а

全体的な計画の作成を検討しながら、この何年かでいわゆる一斉保育から、子どもたちの意欲ややる気、自発性や主体性、選択できる環境を目指して、保育を変化させています。園舎は平屋なので、保育室はすべて園庭に面していて、子どもたちは園内と園庭を自由に選んで遊んでいます。保育室は数多いコーナーを選べるようにし、コーナーにはそれぞれ様々な遊具、素材が置いてあります。園庭は定員60名に対して皆が走り回れる広さがあります。固定遊具の他に物置小屋に様々な遊具が置いてあり、子どもたちは好きな遊具を取り出して遊んでいます。異年齢の子どもたちが共に遊んだり、小さい子どもが大きい子どもの遊びを眺めたり、また遊んでもらったり、という光景が日常的に見られます。また一人でいつまでも室内では絵本やブロック、園庭では水遊びなどに夢中になっている姿も見られます。一人ひとりが自分の意思では、近くのでは、見たまでは、近天のでは、見たまでは、近天のでは、見たまでは、近天のでは、見たまで、近天のでは、見たまで、近天のでは、日本のでは、見たまで、近天のでは、見たまでは、近天のでは、日本のでは

- ウリンス は かいまた かいますが、近くのスーパーや小売店などに買い物に出かけたり、ズッキーニの栽培を近くの畑に見に 行ったりなど、コロナ禍にあっても実行可能な活動をしています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	а

〈コメント〉

入園当初は子どもたちが新しい環境や保育士に慣れるように、0,1,2歳児共通の乳児保育室とは別に、子育て支援室を活用して、入園児だけでまずは落ち着いて安心して保育士との関係づくりができるように配慮しています。保育士は1対1で十分に応答的な関わりをし、子どもの自発的な保育士への関わりを大切にしながら見守っています。次第に遊びは保育室で他の保育士とも関わりながら、異年齢の子どもへの関心も芽生えてきます。

とも関わりながら、異年齢の子どもへの関心も芽生えてきます。 家庭との連携を重視し、連絡帳や保護者とのコミュニケーションで家庭での生活を把握し、それに合わせて生活できるようにしています。離乳食などの面では、保護者が園の栄養士と直に話し合える機会を作っています。栄養士は実際の食事場面に参加することも多く、月齢の違いや一人ひとりの違いに対応できるように保護者と密に連携しています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

<コメント>

乳児保育室には4,5か所のコーナーがあり、子どもたちが自分で選んで落ち着いて好きな遊びができるように設定しています。その時々の子どもたちの興味を把握して、遊具をそろえています。日々日案で例えば感触を楽しむ遊びなどを設定しますが、一斉に活動することはありません。興味のある子どもが集まってきます。兄弟児が来て一緒に遊ぶ姿もあります。子どもたたけ園庭、園内を自中に選んで遊びたがらま、一日の生活の流れを次等に理解していきます。

たちは園庭、園内を自由に選んで遊びながらも、一日の生活の流れを次第に理解していきます。 食事は保育士が食卓の用意を始めると、ある子どもは自分のナプキンを持ってきて好きな場所に座ります。ある子どもは自 分が遊び終えて食べたい時に食べにきます。突然子どもが言葉で思いを表現できずに泣き出すと、保育士が優しく抱き上げて その子どもの気持ちを察して話しかけていました。この子が隣に来ては嫌だ、という場面では二人の間に保育士が席をとって 解決していました。着替えの棚は高すぎないように、また個人のかごは重すぎないように、配慮しています。家庭とは、2歳児までは詳しい連絡帳を使用して連携しています。

	第三者評価結果
A - 1 - (2) - 7	
【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保 育の内容や方法に配慮している。	а

<コメント>

幼児保育室は大きなワンルームにアコーディオンカーテンが設置してあり、状況によって3,4,5歳児を様々に組み合わせています。例えば新学期当初は3歳児が乳児室から幼児室に移動してくるため、落ち着いて生活できるようにアコーディオンカーテンを閉めて3歳児を単独にし、4,5歳児が共同の部屋で過ごします。また9月頃から5歳児が単独使用出来るようにします。子どもたちの状況により、臨機応変に二つの保育室を活用し、通常はアコーディオンカーテンの仕切り無しにしています。子どもたちは2つの保育室のコーナーで好きなところを選んで遊びこんでいます。しかし保育士は子どもの遊びの発展を目指し、子どもたちの経験を広げて発想を豊かにする方向、子どもたち自身のアイディアで自発的な行動を引き出していけるような取り組みをさらに考えています。

	第三者評価結果
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	а

園舎は45年前に建設されたものであり、バリアフリーの構造ではありませんが、人的環境が整っていて、それを補う体制が あります。障がいのある子どもに対して保育士は違いを当然のこととして受け止め、出来ることを誉め、難しいことを手伝 い、その子どもの自発性・主体性を大切にして対応し、子どもは次第に前向きに大きく変わっていきます。他の子どもたちは 保育士のその子どもへの接し方を見ているので、同じように関わるようになります。出来ないことが多い子だなあ、しょうがないなあと思いつつも、助けてあげよう、という雰囲気になっています。その子どもを軽く見るような兆候に気づくと保育士 はすかさず「なんで違ってはいけないの?」などと話し合い、子どもたちの意識を育てています。

保護者の気持ちを大切にし、何でも話し合えるような関係づくりをしています。専門機関としては横浜市西部地域療育セン ターと連携して巡回指導を受け、また民間団体の要支援児オンライン相談も利用して子どもへの対応の実践につなげていま す。

	第三者評価結果
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

<コメント>

子どもたちは日々自分の好きなことを自由に選んで生活しているので、長時間保育の場合もその延長線上にあります。一人 であるいは同年齢の子どもと、異年齢の子どもと、好きな遊びを自由に選んで遊び、また疲れれば畳のコーナーで寝そべった りしています。長時間の場合、時間によって補食あるいは夕食を提供する用意があります。引継ぎは朝夕とも引継ぎメモを活 用して連絡漏れがないようにしています。朝夕とも非常勤保育士の他に必ず常勤保育士が配置されていて、保護者との連絡・ 信頼関係に責任を持っています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮 している。	а

<コメント>

コロナ禍により、小学校と保育園との顔を合わせた交流はできなくなっています。しかしその中でも出来ることを双方で考え、小学校側では校内新聞や一年生の楽しい行事紹介の動画を子どもたちが編集したものを持ってきてくれます。その際に先生のダブレットと小学校とつなぎ、保育園の子どもたちが用意した質問を出来ることを表する。 上のメンレットと小子校とつなど、保育園のすどもたらが用意した質問をし、言えてもらり、という取り組みをしなした。 保育園の卒園児の入学する小学校は7、8校にわたりますが、すべての小学校に保育要録を提出した後、必ず担任の先生が電話をしてくれて、話し合っています。卒園児の保護者に対してはクラスだよりや年度末の懇談会などで、就学について話し合う機会を作り、安心感が持てるように支援しています。入学後のアフターケアとして保育園の職員が小学校に見学に行くなど は現在はできませんが、今年度の6月に保育園で親子遠足の試みをしました。自由参加で親子が公園でスタンプラリーを経験し その後広場で昼食を共にしましたが、その際卒園児の親子の参加があり、小学校の話を聞くことができました。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。	b

<コメント>

健康管理マニュアルを備え、園長が保健計画を作成しています。子どもの既往症や予防接種などは児童健康台帳に記載してもらい、年度始めに更新してもらっています。健康に関する注意事項、また園の方針や取り組みなどは、毎月常勤職員が交代 で保健だよりを発行して保護者に伝えています。

新型コロナウイルス感染症への対応や変更箇所などはすばやくSNSで知らせます。子どもの体調変化やけがなどへの対応につ いては、入園時に配布する「園のしおり」に詳しく記載して、入園説明会の際に説明して理解を求めています。 乳幼児突然死症候群に関しては職員向けには「職員ハンドブック」に記載するとともに年度始めに周知していますが、保護

者向けには情報提供をしていません。今後の取り組みに期待します。

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b

ベコメント>

健康診断、歯科健診の結果は個別に専用の用紙に記載して保護者に知らせています。職員には昼のミーティングで周知しています。歯科健診の際には幼児クラス向けに歯科衛生士がブラッシング指導を行い、その後紙芝居などを使って子どもたちが歯磨きや歯に関心が持てるように働きかけてくれていますが、現在コロナ禍のために園で歯磨きはしていません。また健康診断・歯科健診の結果は保健計画に反映するまでには至っていません。

	第三者評価結果
A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a

<コメント>

現在食物アレルギー疾患、慢性疾患などのあるの子どもは在籍していませんが、対応方法は決められています。アレルギー疾患の場合、食事の際には専用の机、ネーム付き専用トレイで、目で見てわかるようにしています。また配膳の場面では可能な限り調理スタッフも立ち合い、保育士とのダブル、トリプルチェックを行います。保護者には、献立作成後に献立表の確認を行い、除去や代替え食の説明をします。自治体からアレルギー事故の報告書が定期的に届くので、必要に応じてミーティングで職員と共有し、アレルギー疾患への関心が薄れないようにしています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	а

<コメント>

保育士と栄養士と連携して年間食育計画を作成しています。これは年齢ごとに月別のクッキングや野菜を活用したスタンプなどの遊びの予定、野菜や花の栽培予定を記載したもので、実践しています。散歩で見つけたものや園で栽培したものを食育活動に発展させています。今年度は夏野菜やジャガイモ、大根、ソラマメなどを育てました。食事は子ども主体で食べたい時に食べるを基本とし、食べる量は自分でよそっていましたが、コロナ禍以来調理職員がその子どもに合わせた量をよそっています。苦手な食材は無理強いせずに、栄養士が子どもの様子を把握し、食べられるものを別途用意するなどして個別の対応を行っています。

栄養士は子ども一人ひとりの食事記録をつけていて、家庭にもアンケートを依頼し、その子どもの好きなもの、苦手なもの、またどんな変化があったかなどを記録して、子どもに合わせた食事援助に役立てています。保護者に対しては必要時に給食だよりを発行し、園での取り組みを知らせています。

コロナ禍以前はランチ交流や保育参加時の給食提供をしていましたが現在は中止しています。しかし必要性を考え、提供する方法の工夫を課題としています。子どもが食に関する関心を高める企画として、給食に使用する魚の実物大の模型を巨大なホワイトボートにマグネットで貼り付け、子どもが取り外しできる水族館として廊下においています。子どもたちの興味・関心を集めています。

	第三者	評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		а

<コメント>

献立は園の栄養士が作成しているので、子どもたちの食事の様子を日々観察しながら、食材のバランスや切り方、味付けを工夫し、次の献立作成に役立てています。和食を入れ、ご飯は7分付米を使用し、季節感のある野菜を取り入れ、行事食にも力を入れています。法人本部が長崎であるため、皿うどんやトルコライスを献立に入れたり、夏には沖縄フェアとして沖縄メニューを入れたり、夏祭りにはお祭り弁当を考案したり、恵方巻も取り入れるなど、子どもが楽しめる変化をつけています。子どもたちは給食室に親しんでいて、カウンター越しに話しに行く姿がよく見られます。ある子どもは園長のおやつをお盆にのせて届けたりするのを楽しんでいる様子でした。

残食は給食日誌に記録していますが、残食無し、の記載が多いです。偏食の子どもにはその子どもが食べられるものを別途 提供し、食べられるものが少しずつ多くなるように支援しています。

衛生管理はマニュアルを備え、衛生管理チェック表で具体的な11項目について日々チェックして適切な体制を維持しています。

A-2 子育て支援

A	A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
	【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<コメント>

保護者との連携は、まず連絡帳(2歳以降は希望者のみ)と日々の送迎時のコミュニケーション、メールで、また急ぎの連絡方法としてSNSを活用しています。その他毎月の園だより、クラスだより、保健だより、必要に応じた給食だより、年1回の懇談会、保育参加と個人面談を用意しています。保育参加と個人面談はコロナ禍のため希望者対応としています。園からの各種 お便りを園の方針や保育の目的などを伝える大切なツールとしています。その他現在保護者は保育室内に入れないため、乳児 保育室のベランダ側には子どもたちの写真をちりばめた保育の様子を掲示し、幼児保育室では子どもたちの書いた保育の様子 なども掲示しています。給食の人気メニューのレシピも以前は廊下において、保護者が自由に持っていけるようにしていまし たが、現在は希望者に手渡し、保護者が子どものお迎えをする際に給食職員が保護者と話ができるように配慮しています。保 護者関係の記録としては、個人面談などは必要な家庭について保育士個人がメモをとっていますが、記録様式は作っていませ

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行ってい	გ. b

<コメント>

保護者との信頼関係を築くために、園としてSNSを活用し、例えばコロナ禍における対応はその都度素早く知らせ、運営・安

全面の事柄は何か起こった時にはその日のうちに誠意をもって状況説明をし、信頼を得るようにしています。 保育面では、信頼関係を築く最も大切なこととして、子ども自身が保育園が好きで喜んでいることが子どもの顔、表情に出 ていることを目指しています。今回の第三者評価における保護者アンケートでは、保護者の総合的な評価として「満足」が約 80%、「どちらかといえば満足」と合わせると100%園の満足度が示されています。園に対する信頼が表明されています。保護者からの相談は主に担任が受けますが、食事に関することは栄養士も相談を受け、園長のバックアップがあります。相談内容が 重要なものはミーティングで共有し、ミーティングノートに記載しますが、相談ノートのように園で定めた様式は作っていま

	第三者評価結果
A-2-(2)-② 【A19】 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	а

<コメント>

不明な身体の傷や痣などがあった場合には写真記録を残し、ミーティングなどで職員全体で共有し、視診を丁寧にしながら 経過観察を行います。子どもの様子に変化があったり、傷があっても保護者から話がない場合には、保護者に話を聞くなどの対応をします。必要な場合には、まず日常的に連携のある保土ケ谷区の担当保健師に報告し相談します。虐待等権利侵害についてのマニュアルは職員参画のもと作成しました。新桜ケ丘保育園として「虐待(不適切な保育)に関する自己統制指針」と しています。内容はまず、虐待行為、不適切な保育、不適切に見える行為の3項目について職員が具体的な例をあげ、園長がまとめました。次に虐待行為(不適切な保育)が発生した場合の対処法のフローチャート、報告方法、確認・認定方法、認定後 の指導・処分の記載、最後に「不適切な保育の予防」について具体例を挙げています。

保育の質の向上 A - 3

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に 努めている。	b

<コメント>

年に2回職員の自己評価を実施し、それを前期は9月、後期は3月に園長が集計しています。自己評価の内容は「理念・子どもの発達援助」「保護者に対する支援」「保育を支える組織基盤」について全19項目にわたっていて、それぞれの細目について職員が個別に評価し、その評価を集計して園長が19項目について考察をつけています。これを保育所としての自己評価として います。しかし職員個人の課題にとどまっている例が多く、職員全体へのフィードバックと職員参加による園全体としての総 括はまだ行っていません。今後の課題として、少数グループでの職員相互の話し合いから始め、相互理解、考え方や知識の共 有、そして園全体の振り返りにつながっていくようにということをあげています。